

2019年度 推進工事技士 資格登録のご案内

二次試験に合格した日の属する年度を含む以後5年以内に、登録料を納付の上、協会に登録申請書を提出し、推進工事技士登録簿に登録されることが必要です。

本書には、登録に係る必要事項が記載してありますので、登録期間中は保存してください。

公益社団法人 日本推進技術協会

〒135-0047 東京都江東区富岡 2-11-18
リードシー門前仲町ビル 3F
TEL 03-5639-9230
FAX 03-5639-9215
ホームページ <http://www.suisinkyo.or.jp>

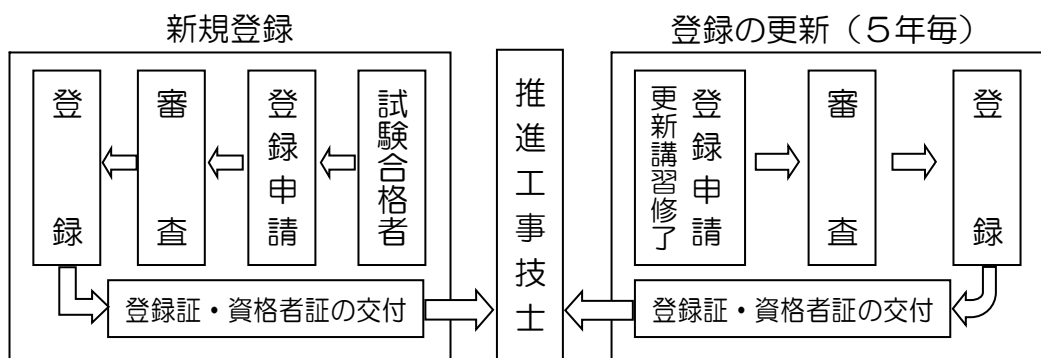
「推進工事技士」となるには、二次試験に合格し、さらに、施工会社において推進工事に従事し、1年以上の指導監督的実務経験*を有するか、または、施工会社、設計会社、発注官庁等において、推進工事の計画、設計あるいは工事監理等に従事し、1年以上の指導監督的実務経験があることが必要です。登録の審査の後、「推進工事技士登録者名簿」に登録され「推進工事技士」の称号が付与されます。

登録内容は、当協会において一般の閲覧に供せられます。

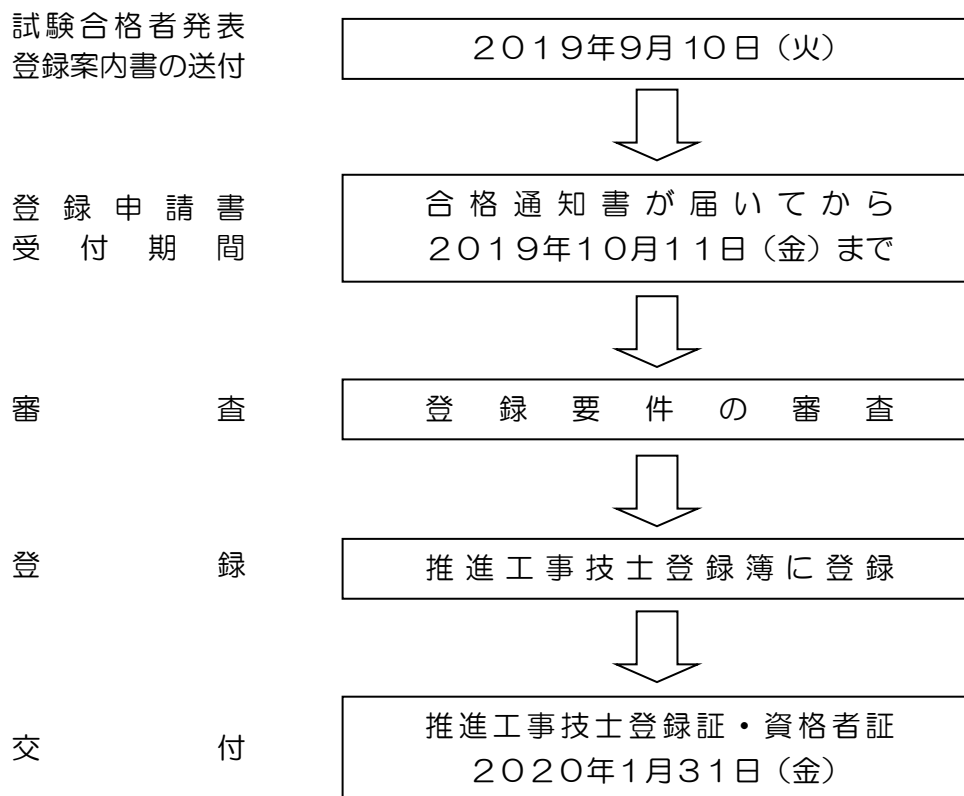
※ 指導監督的実務経験とは、上記業務の担当責任者（工事主任、計画主任、設計主任等以上の職名）として従事した経験をいう。

1. 「推進工事技士」制度フロー・登録スケジュール

● 制度フロー



● 登録スケジュール



2. 登録申請手続き

● 登録申請に必要な書類

- ① 推進工事技士登録申請書（所定の用紙）※¹
- ② 実務経験証明書（所定の用紙）※¹
- ③ 登録料の「振込払込請求書兼受領書」、「ご利用明細票」、「振込を証明する受領書」等のコピー

※1：推進工事技士登録申請書、実務経験証明書、資格登録の案内の入手方法
協会ホームページからダウンロードください。

【資格登録の案内】

【登録申請書】

【実務経験証明書】

● 登録申請料

- ・9月中に振込された方（税込）
6,000円（消費税8%）
- ・10月中に振込された方（税込）
6,110円（消費税10%）

【振込先】

<郵便局の場合>

振込先：口座番号 00110-4-255536

加入者名「公益社団法人 日本推進技術協会」

<銀行の場合>

振込先：三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店

普通預金 口座番号 3526661 口座名「公益社団法人 日本推進技術協会」

「シヤ）ニホンスイシンギジユツキョウカイ」

- ・振込手数料は振込者にてご負担ください。

● 登録申請書の受付

- ① 申請方法 申請書類に必要事項をご記入の上、下記の送付先へ郵送ください。
- ② 受付期間 合格通知書が届いてから2019年10月11日（金）までとします。
（2019年10月11日の消印のあるものまで有効です。）
- ③ 送付先 公益社団法人 日本推進技術協会
〒135-0047 東京都江東区富岡 2-11-18
リードシー門前仲町ビル3F

！ 注意事項

- ① 二次試験に合格した年度を含む以後5年以内に、登録申請をしなかった方は、資格を失うので、ご注意願います。
- ② 登録申請書の記載内容又は必要添付書類に不備があるものは、受け付けない場合があります。
- ③ 登録手数料について、
 - ・登録審査の結果、適合しない場合には、登録の審査料等を差引いた 5,000 円（2019 年度）を返還します。
 - ・一旦収納した登録手数料は、上記の場合を除き、返還しません。
- ④ 今年度登録申請されなかった方については、次年度以降登録時期にご案内を送付します。

3. 推進工事技士登録について

(1) 欠格事由

次に該当する方は、登録を受けることができません。

- ・登録者が虚偽又は不正の事実による登録の判明や技士の信用を傷つけ、又は協会の不名誉となるような行為をしたことにより登録を抹消され、その抹消の日から2年を経過しない者

(2) 登録事項

登録者名簿に登録する事項は、次のとおりです。

- ・氏名
- ・現住所、連絡先電話番号
- ・電子メールアドレス（本人が希望する場合のみ）
- ・生年月日
- ・性別
- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・登録の有効期間が満了する日
- ・試験の合格及び更新講習の修了年度
- ・勤務先名、電話番号
- ・勤務先住所（本・支店、営業所所在地とする。現場事務所は登録できません。）

なお、登録内容については、個人情報保護法を遵守し、「推進工事技士」登録業務、関連のご案内以外には使用しません。

(3) 称号の付与

登録申請書を受付けた後、当協会において登録の審査を行い、推進工事技士の要件に適合している者は、「推進工事技士登録者名簿」に登録され、「推進工事技士」の称号が付与されます。

(4) 登録者名簿

協会において、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日、有効期限を記載した登録者名簿を作成し、当協会において一般の閲覧に供します。

(5) 登録の有効期限

登録の有効期間は5年間です。したがって

今年度登録申請者の有効期限は2020年4月1日から2025年3月31日までです。

(6) 登録証・資格者証の交付

登録者には、推進工事技士登録証と推進工事技士資格者証が交付されます。

なお、新しい登録証と資格者証は、2020年1月31日(金)に発送する予定です。

登録証の氏名は windows10 の登録漢字、資格者証の氏名はカタカナで表記します。

(7) 更新講習および更新の登録

5年の有効期間が満了する年度に更新講習の課程を修了することにより、更新の登録ができます。

「推進工事技士 資格更新のご案内」は、登録時に希望された送付先へお送りいたします。

4. 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消されます。

- ①登録の有効期間が満了したとき（更新の登録を受けた場合を除く）
- ②虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- ③推進工事技士の信用を傷つけまたは協会の不名誉となるような行為があったとき

5. その他

登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合、登録証及び資格者証（カード形式）の記載事項に変更が生じた場合及び資格者証等を紛失した場合は、すみやかに当協会にご連絡ください。

実務経験証明書の作成方法

- 1 実務経験証明の記載には、上段・下段に区分されていますから、注意して該当の枠内に該当事項を記入して下さい。
- 2 勤務先の事業主等の署名・押印が必要です。過去の経験で、当時の事業主等の証明がとれない場合は、現在の事業主で証明ができれば、その証明でも結構です。
- 3 従事の期間とは契約上の工期間ではありません。実際の従事期間を記入して下さい。
(契約工期 300 日間であっても本人が従事した期間が 90 日間のときは、3 ヶ月となります。)
- 4 シールド工事は、工法の原理が異なるので経験年数には入れないで下さい。
- 5 実務経験年数は正確に記入してください。合計月数を受験願書の実務経験年数欄に転記して下さい。

記載例

証明書が複数以上にわたるときは、あらかじめ必要枚数をコピーして記入して下さい。

実務経験証明書						
下記の受験申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。						
公益社団法人 日本推進技術協会会長 殿						
令和元年 9 月 20 日						
(証明者)	勤務先名	平成建設株式会社				
	勤務先所在地	東京都港区新橋 3-4-10				
	役職名	代表取締役				
	氏名	山田太郎 				
受験申請者	氏名	木村一郎	生年月日	 平成 42 年 3 月 20 日生	証明者との関係	社員
推進工事に直接関わる指導監督的実務経験の記入欄						※記載例を参照の事
(上段) 工事名			(上段) 会社名		従事の期間	
(下段) 主な工種内容			(下段) 指導監督的名称を記入			
(工事名)	荒川左岸北部流域下水道 樋川幹線工事		平成建設(株)		平成 23 年 10 月から 24 年 3 月まで	
(工種内容)	推進工事		工事主任		4 か月間	
(工事名)	八王子市台町 2-1 地先外 下水道築造 25 工事		同上		25 年 4 月から 25 年 2 月まで	
(工種内容)	推進工事		工事主任		6 か月間	
(工事名)	神奈川処理区 西寺尾幹線工事		同上		28 年 5 月から 29 年 3 月まで	
(工種内容)	推進工事		現場所長		5 か月間	
(工事名)					年 月から 年 月まで	
(工種内容)					か月間	
(工事名)					年 月から 年 月まで	
(工種内容)					か月間	
(工事名)					年 月から 年 月まで	
(工種内容)					か月間	
指導監督的実務経験年数 (1 年以上)					計	15 か月

(上段)
工事名を記入してください。

(下段)
主な工事内容を記入してください。

実際にその作業に従事した期間を記入してください。

単純な月数ではありません。延日数を月換算してください。(開削工事、シールド工事などの期間を除いた月数を記入してください)

※指導監督的名称とは、主任技術者、現場所長、工事主任等をいう
証明書が複数以上にわたるときは、必要枚数をコピーして記入してください。

※資格登録に関するお問合せは、下記へお願いします。

(お問合せ時間は、月～金曜日の9時から17時30分までをお願いします)

公益社団法人 日本推進技術協会

TEL (03) 5639-9230

FAX (03) 5639-9215

ホームページ <http://www.suisinkyō.or.jp>